

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）先行国際事務局
の設置運営について（申し合わせ）

平成10年4月1日

UMAP先行国際事務局運営委員会

1991年、UMAP発足当初から、その活動促進のために、小規模で機能的な国際事務局の設置が待たれていた。1996年8月、ニュージーランドで開催された第5回UMAP総会において、日本に国際事務局を設置する提案が了承された。具体的な設置方法として日本が提案した2段階方式はAVCC（全豪州大学長協会）との共同論文に詳しくまとめられ、1996年11月、タイで開催されたUMAP作業部会で了承された。

その第一段階として、UMAP先行国際事務局を日本に設置することについては、国立大学協会、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会の三団体並びに文部省が連携、協力して行うこととし、三団体並びに文部省で構成する「UMAP先行国際事務局の設置についての検討会」を発足させ、その運営等に関し種々検討を重ねて来た結果、このたび標記のことについて、下記のとおり申し合わせた。

記

1. 設 置

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）（以下「UMAP」という。）の組織の確立及び活動の推進にかかる事務を執行するため、暫定的な組織として、日本にUMAP先行国際事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2. 業 務

事務局は、前項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- ① UMAP規約草案の作成
- ② 財政計画案の作成
- ③ 国際事務局設置の準備
- ④ 単位互換システム開発についての業務援助
- ⑤ 総会及び作業部会についての業務援助
- ⑥ 総会又は作業部会への年次報告の提出
- ⑦ アジア太平洋地域全体へのUMAP活動の広報

- ⑧ 関連国際機関・組織との連携
- ⑨ 参加国・地域の国内事務局との連絡・調整
- ⑩ その他UMAPの事業目的に沿った業務

3. 運営委員会

- (1) 事務局に、事務局運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、第2項に掲げる業務の重要事項について審議し、その方針を決定する。
- (2) 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - ① 国立大学協会が選任した委員 3名
 - ② 公立大学協会が選任した委員 3名
 - ③ 日本私立大学団体連合会が選任した委員 3名
 - ④ 事務総長及び事務次長
 - ⑤ 文部省学術国際局留学生課長
 - ⑥ 文部省学術国際局留学生課留学生交流政策室長
 - ⑦ その他運営委員会が必要と認めた者 若干名
- (3) 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。委員長は、会議を招集し、会務を総理する。
- (4) 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠の委員及び委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
なお、(2)の①から③までの委員が任期終了又は辞任した場合は、委員長は、すみやかに当該団体に後任委員の選任を依頼するものとする。
- (5) 運営委員会は、(2)の①から③までの各委員1名以上を含む半数以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。運営委員会の議事は、別に定める場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4. 事務局

- (1) 事務局には、事務総長、事務次長及び職員若干名を置く。
- (2) 事務総長及び事務次長は、非常勤とし、運営委員会が任免する。
- (3) 事務総長及び事務次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (4) 事務総長は、運営委員会が決定した方針に基づき事務局の業務を統括し、特に必要なものについては、UMAP総会又は作業部会に提案し、その審議を経るものとする。

- (5) 事務次長は、事務総長の命を受け、事務総長を補佐して事務局の業務を処理する。
- (6) 職員は、運営委員会が任免し、事務総長の指示に基づき、事務局の業務を処理する。

5. 専門委員

- (1) 事務局に、専門委員を置く。
- (2) 専門委員は、運営委員会が決定した方針に基づき、事務局が行う業務の立案及び執行の支援を行う。
- (3) 事務総長は、運営委員会の議を経て、次に掲げる者を専門委員に委嘱する。
 - ① 国立大学協会が推薦した者 2名
 - ② 公立大学協会が推薦した者 1名
 - ③ 日本私立大学団体連合会が推薦した者 2名
 - ④ その他事務総長が必要と認めた者 若干名
- (4) 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6. 事務局運営経費

- (1) 事務局の運営経費は、国立大学協会、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会の負担金並びに文部省の支援によって賄う。負担金の負担割合については、別に定める。
- (2) 事務総長、事務次長、職員及び専門委員に係る経費の細目については、別に定める。

7. 会計監査

- (1) 事務局に、運営委員会が選任する監事2名を置く。
- (2) 監事は、非常勤とし、その任期は、2年とする。
- (3) 監事は、事務局の予算及び決算について監査し、運営委員会の承認を得るものとする。

8. その他

- (1) その他運営委員会の運営に関し、必要な事項は、運営委員会が定める。
- (2) その他事務局の運営に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、事務総長が定める。
- (3) この申し合わせの改正は、運営委員会において出席委員の3分の2以上の議決により行う。
- (4) この申し合わせは、平成10年4月1日から実施する。

UMAP先行国際事務局運営委員会委員・監事

運営委員会委員

〔国立大学協会〕

中嶋嶺雄 東京外国語大学長（第5常置委員会委員長）〔兼・事務総長〕
桂幸昭 琉球大学長（第5常置委員会委員）
伊藤才一郎 国立大学協会事務局長

〔公立大学協会〕

山住正己 東京都立大学長（公立大学協会会长）
加藤勝康 青森公立大学長（第4委員会委員長）
松木正一 東京都立大学事務局長

〔日本私立大学団体連合会〕

牛山積 早稲田大学常任理事（国際交流委員会委員長）
谷岡一郎 大阪商業大学長（国際交流委員会委員）
廣瀬正 茨城キリスト教大学理事長（国際交流委員会委員）

〔文部省〕

林和弘 学術国際局留学生課長
小山内優 学術国際局留学生課留学生交流政策室長

〔UMAP先行国際事務局事務次長〕

猪口孝 東京大学東洋文化研究所教授

監事

澄川喜一 東京芸術大学長
森田嘉一 京都外国語大学理事長・総長

U M A P 先行国際事務局専門委員会

事務総長 中 嶋 嶺 雄 (東京外国語大学長)

事務次長 猪 口 孝 (東京大学東洋文化研究所教授)

専門委員 水 岡 不二雄 (一橋大学経済学部教授)

" 二 宮 皓 (広島大学教育学部教授)

" 南 方 久 和 (東京都立大学理学部教授)

" 白 井 克 彦 (早稲田大学教務部長・理工学部教授)

" 吳 俐 里 (帝京大学沖永国際教育研究所研究員)